

柳大橋上下流域荒川 清流保全実施計画

(令和5年度～令和14年度)

秩 父 市

令和5年3月

目 次

第1章	清流を保全するために	1
1	実施計画策定の趣旨	1
2	実施計画の期間	1
3	実施計画の対象地域	1
第2章	清流保全の基本方針	3
1	水質の保全	3
2	協力及び連携	3
第3章	実施計画の対象地域の概要	4
1	土地利用の状況	4
2	河川の状況	4
	(ア) 荒川 (イ) 浦山川 (ウ) 沖川堀	
3	人口、世帯数の状況	5
第4章	排水処理の状況	7
1	生活排水の処理状況	7
2	事業所排水の処理状況	7
第5章	河川の水質状況	8
1	環境基準の類型指定	8
2	水質の状況	9
第6章	水質保全の目標値	11
第7章	清流保全の施策	12
1	水質汚濁の防止対策	12
	ア 集合処理施設の整備	
	イ 個別処理施設の整備	
	ウ 事業所排水処理の指導強化	
	エ 新規事業所の立地規制	
2	その他の清流保全対策	14
	ア 清流保全の意識啓発	
	イ 清流保全活動の充実	
	ウ ごみの投棄防止	
	エ 河岸緑地の保全	
	オ 河川の自浄作用の促進	
	カ 上流域等との連携強化	
	キ 川原の安全な利用の促進	
資料編		15

第1章 清流を保全するために

1 実施計画策定の趣旨

平成14年7月に指定された「柳大橋上下流域荒川清流保全区域」（以下「清流保全区域」という。）は、秩父市環境保全条例（平成17年条例第187号）第27条第1項の規定に基づき、「将来にわたって公共用水域の水質を保全することが特に重要な区域」として、美しい自然環境と調和した清流を将来にわたり保全するものである。

豊かな自然環境に恵まれた本市においては、その主要な環境要素である清流を保全していくことは市民の共通の願いであり、同時に、市民の理解と協力のもとに清流保全を推進することは、市政上の重要な課題であるとの認識に立ち、そのための具体的な施策の展開を図るため、平成16年に「柳大橋上下流域荒川清流保全実施計画」（以下「清流保全実施計画」という。）を策定し、それ以降、継続して清流を守る取り組みを進めてきた。

この清流保全実施計画の施策を推進するなかで、平成17年に「秩父市環境基本計画」が策定され、その後近年の環境問題に対応していくためには地域が一体となった広域的な取り組みが重要として、平成24年度に「ちちぶ環境基本計画」が策定された。同計画は令和4年度に計画期間満了に伴い「第2次ちちぶ環境基本計画」が策定され、さらなる環境保全に向けた方針が示されている。

こうした計画との整合性を保ちながら清流保全を推進していくこととする。

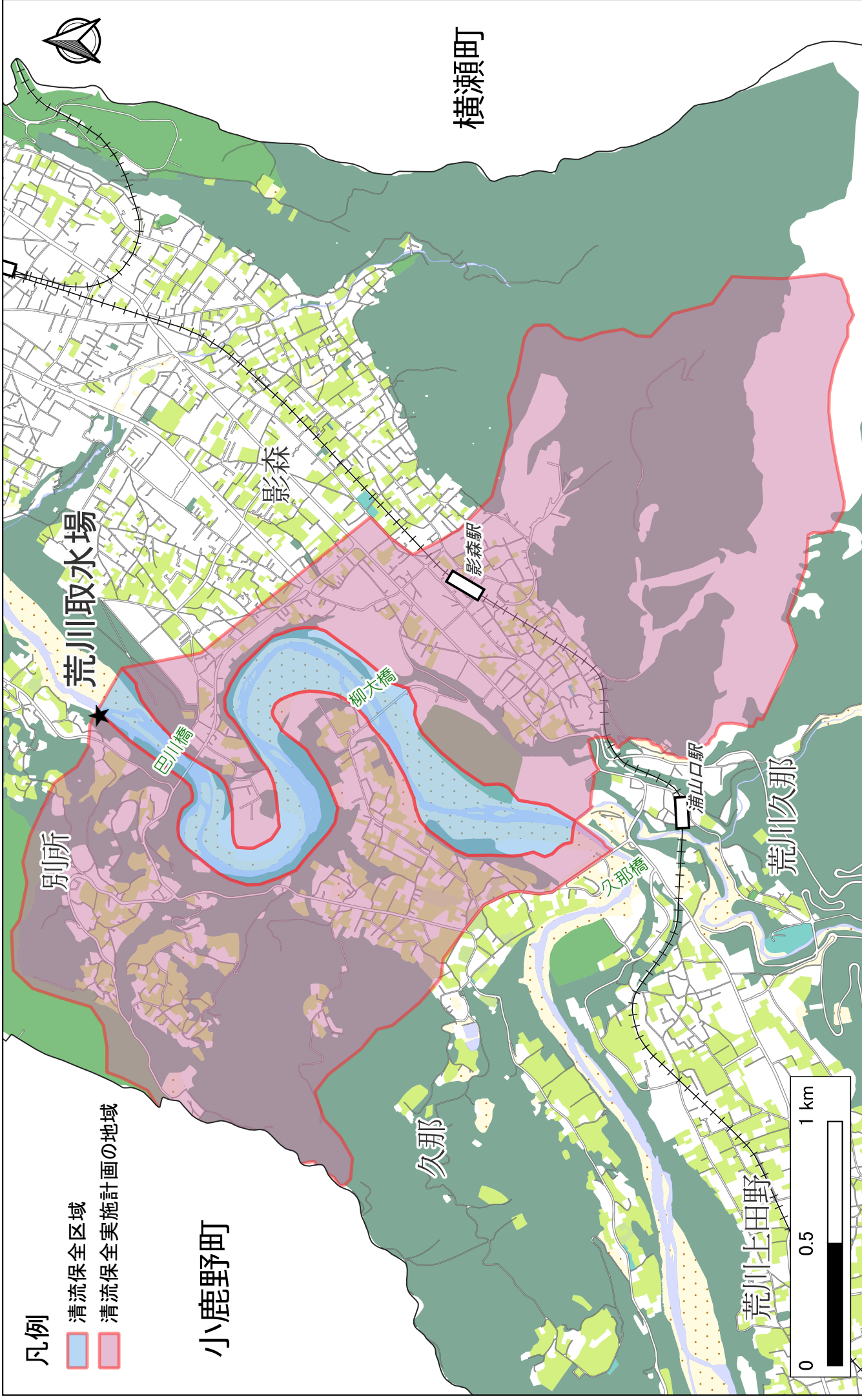
2 実施計画の期間

この実施計画は、令和5年度から令和14年度までの10年間を計画期間として定めるものとし、その後についても見直しを行い、継続して計画していくものとする。

3 実施計画の対象地域

平成14年7月1日付けで清流保全区域に指定された荒川河川区域に面する別所、久那、上影森、下影森のうち、清流保全区域に雨水、排水が流入するとされる区域を対象地域とする。ただし、清流保全区域よりも上流部の荒川、浦山川に雨水、排水が流入するとされる荒川久那、浦山の区域についても本計画に準ずる施策を実施していくものとする。

柳大橋上下流荒川清流保全実施計画



第2章 清流保全の基本方針

1 水質の保全

清流保全区域の荒川の水質はきれいな状態を保っているものの、生活様式の変化、住宅の増加から生ずる生活排水や産業廃棄物最終処分場を含む事業所からの排水の影響等、将来的に見た場合に依然として水質汚濁が懸念される。

第2次ちちぶ環境基本計画策定時の住民意識調査では、「10年前と比較した現在の環境」において、最も多く『悪くなった』と回答があった項目は「川や水のきれいさ」であった。また同調査にて「将来の圏域に望む姿」として特に重要だと思うものの項目で、「自然の美しさ」、「川や池などの水のきれいさ」は3番目・4番目に多い回答となった。このように緑豊かな自然を育む清流を守り、将来においてもかけがえのない水辺として、次の世代へ伝えていくことは市民共通の願いであることに変わりはなく重大な努めである。さらに、水資源としての重要性が増すなかで、水質保全を念頭においた諸施策を実施していくことが必要である。

これらの観点を踏まえ、引き続き清流保全の基本方針として、貴重な環境要素である水質に着目し、水質保全の目標を定め、各種の保全施策及び普及啓発等を計画的に推進する。特に生活排水及び産業廃棄物最終処分場を含む事業所排水による水質汚濁防止を最重要課題として位置づけ、地域住民及び事業者の意識啓発を図るとともに、排水処理施設の効率的な整備と管理の適正化を促進するものとする。

2 協力及び連携

施策の実施に際しては、地域住民及び事業者の積極的な協力を得つつ一体的な取り組みのもとに推進するとともに、上流域にあたる大滝地区・荒川地区との連携に努めるものとする。また、必要に応じ、埼玉県をはじめとする関係行政機関に対しても支援を求めるものとする。

第3章 実施計画の対象地域の概要

1 土地利用の状況

清流保全区域の柳大橋上下流域は、荒川の上流水域に位置している。

この区域の流れは蛇行が激しく、河川侵食によってできた河岸段丘を形成している。区域は、浦山川合流点から別所浄水場取水口までの荒川河川区域で、長さ3.7km、面積は67haである。

清流保全区域に接する別所、久那、影森地区は、長尾根丘陵や秩父山地へ山々が連なる自然環境豊かな地域で、県立武甲自然公園として指定された地域を有している。昔から農業がさかんな地域であり、別所、久那地区は農業振興地域も含まれている。

各地区の人口は減少しているが、世帯数は微増または横ばいで推移している。また、河川に面した場所に産業廃棄物最終処分場がある他、この処分場の南西側に市営影森グラウンドがあり、市民のスポーツレクリエーションの拠点となっている。事業所については、最終的に荒川を放流先としている事業所もいくつか存在している。

こうしたことから、この地区においては、影森地区では公共下水道の整備が進んできてはいるものの、住宅の増加による生活排水、また、産業廃棄物最終処分場を含めた事業所排水による河川の水質汚濁の不安が残されている。

2 河川の状況

(ア) 荒川

清流保全区域の中心となる荒川は、埼玉、長野、山梨の県境の甲武信ヶ岳（標高2475m）直下を水源とし、支流とともに秩父盆地に入り、流れを北方に変え、横瀬川、赤平川と合流し、さらに埼玉県内の多くの支流の水を集め、東京湾へ注ぐ全長173kmの一級河川である。

浦山川合流点から下流の流れは比較的緩やかな瀬が続き、広々とした川原や中州があり、多くの人々が河川と触れ合うことのできるレクリエーションゾーンを形成している。その下流の巴川地区で流れは大きく蛇行し、侵食された河岸の崖地は雄大な溪相をみせている。大きな蛇行が落ち着く巴川橋の下流には別所浄水場取水口があり、市民生活と事業活動に欠かせない水道水を安定的に供給するため、日量14,808m³（令和3年度平均）の河川水を取水している。

また、秩父市内を流れる荒川ではアユや溪流魚の放流が盛んに行われており、特に、秩父は古くから質のよいアユが育ち、全国的にも「秩父鮎」として知られている。川原では釣りやキャンプ等の利用が多く、それに伴いごみの投棄が

多いため不法投棄パトロールを行っている。

(イ) 浦山川

浦山地区の南端分水嶺に鋭く切れ込む広河原谷の上流を水源（標高およそ1000m）として細久保谷、大神楽沢、大久保谷等の溪流を合わせて水量を増し、荒川久那で湾曲して橋立川を合流した後、荒川右岸に流入する一級河川である。全長はおよそ16km、水源地点と荒川合流地点との標高差が約700mであることから急流の様相を呈しており、各所に変化に富む渓谷をつくりあげている。しかし、浦山ダムの完成により周辺の景観は変貌しており、水質についても浮遊物質の増加が見られた時期があるなど若干の影響は続いている。

(ウ) 沖川堀

武甲山麓の長者屋敷尾根下付近を水源とし、(株)レゾナック秩父事業所（旧昭和電工(株)秩父工場）の敷地内を通り、荒川右岸へ合流する河川である。(株)レゾナック秩父事業所から下流では暗渠や石垣などで流路が整備されており、自然的景観には乏しい。平成16年までの水質調査では、生活排水等の影響により水質が悪化していた。

平成23年に(株)レゾナック秩父事業所の排水が公共下水道に接続され、有効な対策が実施されたことにより事業所排水による水質汚染の不安解消に繋がっている。

3 人口、世帯数の状況

清流保全区域に接する別所、久那、影森地区の人口は、平成15年4月1日現在8,941人で、対昭和63年比の伸び率は3%であったが、令和4年4月1日現在では7,995人となり、対平成15年比で10.6%の減少となった。

これに対して、令和4年4月1日現在の世帯数は、3,335世帯で、同じく比較すると対平成15年比で8.1%の増加となり、核家族化の影響が考えられる。

地域別で見ると、市の中央地区と隣接する影森地区の人口、世帯数が多く、場所によっては既成市街地に近い様相を呈しているところも見られる。一方、清流保全区域を隔てた荒川西岸に位置する別所、久那地区の人口、世帯数は少なく、人口減少率も影森地区より高くなっている。

人口・世帯数の増減は、家庭からの生活排水量の増減と比例するため、今後、各地区ともに、人口の減少が予想されるが、世帯数は微増または横ばいで推移すると考えられるため、生活排水量の大幅な増加はないものと思われる。

【人口、世帯数の推移】

		昭和63	平成15	平成18	平成24	平成29	令和4
別所	人口	538	528	508	474	478	426
	世帯数	145	172	173	178	193	191
久那	人口	1232	1583	1581	1428	1324	1214
	世帯数	327	497	506	491	489	488
影森	人口	6873	6830	6667	6443	6477	6355
	世帯数	2020	2415	2399	2468	2534	2656

第4章 排水処理の状況

1 生活排水の処理状況

清流保全区域に接する別所、久那、影森地区における生活排水の処理実態は、公共下水道については、ほぼ概成している。また、別所、久那地区では農業集落排水が整備され、区域内の各家庭の接続率が年々上昇してきている。

これ以外の処理水等は、大部分が浄化槽によって処理され、水路又は側溝等を経て最終的に荒川に流入している。

2 事業所排水の処理状況

平成16年計画策定時の清流保全区域に放流している水質汚濁防止法に基づく特定事業場は6箇所あり、届け出されている排水量はこれらの事業所合計で一日あたり約3,670^m³であった。その後、公共下水道への接続が進み、令和4年8月現在の特定事業場数は5箇所ですべて1日当たりの排水量は76.5^m³(通常時)と大幅に減少している。

また、PRTTR法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号))に基づく届出事業者(令和4年度)は3事業所あるが、どの事業所も公共下水道への接続が行われている。

これ以外の小規模な事業所については、排水処理の実態は把握されていない。

平成18年から、産業廃棄物最終処分場の水処理施設が停止し、浸透水が荒川に流入することが懸念されていたが、産業廃棄物最終処分場上部に平成25年から太陽光発電設備が設置され、同施設の運用により、水処理施設が再開された。

第5章 河川の水質状況

1 環境基準の類型指定

水質汚濁に係る環境基準としては、「人の健康の保護に関する環境基準（排出基準）」と「生活環境の保全に関する環境基準」に分けて設定されている。人の健康の保護に関する環境基準（排出基準）は現在、カドミウム、全シアン等の27項目について基準値が設定されており、全公共用水域に一律に適用され、ただちに達成維持するものとされている。

一方、生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼、海域ごとに利水目的に応じた水域類型を設け、それぞれの水域類型ごとに、水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）等の項目について、基準値が具体的に示されている。

なお、環境基準は許容限度又は受認限度という性格のものではなく、より積極的に維持されることが望ましい基準とし、行政上の政策目標として位置づけられているものである。

荒川の清流保全区域における生活環境に関する基準は、次のとおりとなっている。

水質汚濁に係る環境基準（昭和46年12月28日環境省告示第59号）

別表2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河川（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌郡数	
A	水道2級・水産1級・水浴	6.5以上 8.5以下	2 mg/ℓ以下	25 mg/ℓ以下	7.5 mg/ℓ以上	1000MPN/ 100ml以下	荒川（中津川合流点から熊谷まで） 横瀬川

A類型とは、水利用の目的から指定されているもので、次のような内容をいう。

水産では・・・ヤマメ、イワナなどが生息できるもの。

水道用では・・・沈殿・ろ過など通常の浄水操作を行うもの。

環境保全では・・・水浴ができ、川べりの散歩など日常生活に不快を感じないもの。

2 水質の状況

清流保全区域内で継続的に水質調査を実施しているところはないが、荒川の久那橋下、浦山川(常盤橋下)で水質調査を行っている。大腸菌群数を除き環境基準を満足しており、水質は良好である。しかし、平成22・23・25年と平成29・30年の調査で、本計画における水質保全の目標値であるBODの数値(1mg/ℓ以下)を達成していない状況が見られた。平成24・26年度及び令和元年度の調査ではいずれも目標値は達成されている。

各調査地点ごとの水質状況は、次のとおりである。

■浦山川(常盤橋下)

(平均)

	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度
pH	7.8	7.9	8.0	7.7	8.0	7.8	7.6	7.9
BOD (mg/ℓ)	0.6	1.0	0.5	0.7	1.0	1.1	0.9	0.8
SS (mg/ℓ)	3.8	12.5	1.5	1.0	1.0	1.3	1.0	1.3
DO (mg/ℓ)	10.6	10.9	10.6	11.0	11.7	12.0	10.2	10.9
大腸菌群数 (MPN/100ml)	15467	2797	4107	2110	703	583	2420	1810

	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度
pH	7.8	7.8	7.8	7.7	7.7	7.7	7.7	7.8
BOD (mg/ℓ)	0.9	0.8	0.9	1.1	1.2	0.8	0.53	0.67
SS (mg/ℓ)	1.7	1.3	1.0	1.0	1.3	5.7	6.7	1.0
DO (mg/ℓ)	11.3	11.6	11.0	11.0	11.0	11.1	10.7	10.6
大腸菌群数 (MPN/100ml)	713	320	523	1754	643	5877	986	16200

■ 荒川 (久那橋下)

(平均)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
p H	8.4	8.6	8.5	8.4	8.5	8.0	8.0	8.5
BOD (mg/ℓ)	0.5	1.0	0.6	0.6	1.3	1.3	0.8	1.1
S S (mg/ℓ)	1.2	1.3	1.2	1.0	1.0	1.3	1.0	1.0
DO (mg/ℓ)	11.1	11.4	11.2	11.4	13.0	12.7	11.0	13.0
大腸菌群数 (MPN/100mℓ)	581	291	3578	3784	811	1183	3962	5675

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
p H	7.9	8.0	8.0	8.3	8.3	8.4	8.4	8.3
BOD (mg/ℓ)	0.8	1.0	1.0	1.2	1.3	0.8	0.63	0.57
S S (mg/ℓ)	1.3	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.3	1.0
DO (mg/ℓ)	11.6	11.7	11.7	12.3	12.3	11.7	11.0	11.3
大腸菌群数 (MPN/100mℓ)	373	445	114	384	67	5682	322	478

第6章 水質保全の目標値

水質保全の目標は、人の健康の保護に関する環境基準の達成はもちろんのこと、生活環境の保全に関する環境基準に関しても、現状の水質を最低限のものとして維持するものとする。水質保全の目標値の項目はBODとし、1 mg/ℓ以下の水質を目標とする。目標値を類型指定にあてはめると最上位の「AA類型」の水質基準となるが、水質汚濁の防止に関する施策の積極的な推進により達成を図るものとする。

第7章 清流保全の施策

清流保全のための具体的な施策については、引き続き生活排水及び産業廃棄物最終処分場を含む事業所排水による水質汚濁の防止を優先課題として実施するものとし、実施計画の期間中に概ね次の事項について、施策を実施する。

1 水質汚濁の防止対策

清流保全区域に接する別所、久那、影森地区における生活排水等は、公共下水道、農業集落排水が整備済みであるが、水質汚濁の進行を防止するためには、排水対策をさらに進める必要がある。また、この区域には事業所も多く、排水を放流している事業所もある。さらに、清流保全区域に隣接する場所には産業廃棄物最終処分場があり、過去には不慮の事故で汚濁水が荒川へ流出した経過や、平成18年から平成25年まで処分場の水処理施設が停止していた問題もあることなどから、こうした事業所の新設に規制をかけるなど厳しい立場で臨むとともに、既存の事業所に対しても指導を強化するなど、事業所排水対策についても強力に進める必要がある。

(ア) 集合処理施設の整備

市では現在、公共下水道事業により用途地域指定区域とその周辺地域、約1,088haについて整備を進めており、荒川西岸区域の農業振興地域内での農業集落排水事業では、平成18年に久那地区、平成22年に別所・巴川地区で供用開始となり、接続率の向上に努めている。

期間中においては、概ね次の事業を実施する。

施策名	内容
農業集落排水事業	<ul style="list-style-type: none">・ 関係機関との協議、調整・ 国、県に対する事業計画の説明・ 改築更新に伴う補助事業の採択要望・ 改築更新に伴う実施設計の委託・ 処理施設改築・ 接続率の向上

(イ) 戸別処理施設の整備

公共下水道事業計画区域外及び農業集落排水事業実施採択区域外については、合併処理浄化槽の設置を重点事項として推進するとともに、設置後の維持管理について、設置者に対する啓発を積極的に実施し、適正な管理を促進する。

また、今後行われる宅地開発については、開発の規模に応じて合併処理浄化槽等の整備を指導する。

施策名	内容
戸別処理施設の整備	<ul style="list-style-type: none">・ 市設置、維持管理による合併処理浄化槽の整備促進・ 浄化槽の維持管理の促進・ 単独処理浄化槽、または汲み取り式便槽からの合併処理浄化槽への転換の促進

(ウ) 事業所排水処理の指導強化

水質汚濁防止法に基づく特定事業場及びP R T R法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号））に基づく届出事業者については、県と連携して定期的な指導を実施するとともに、市独自にも水質測定を実施し、適正な排水処理を促進する。

また、既存の産業廃棄物処分場の水処理施設は現在稼働しているが、一時期停止していたことを鑑み、清流保全区域の水質に影響することがないように指導を行っていく。なお、新規の産業廃棄物処分場の設置に際しては、「秩父市産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防及び調整に関する条例」に基づき適切に対応していく。

施策名	内容
事業所排水処理の指導強化	<ul style="list-style-type: none">・ 事業所排水の監視強化・ 定期的な立入指導・ 市独自の水質調査・ 公害防止協定に基づく監視、指導・ 事故時の対策の指導強化

2 その他の清流保全対策

(ア) 清流保全の意識啓発

清流保全区域の指定目的、指定範囲についてパンフレット・区域図の配布や、毎年発行している「秩父市の環境」に掲載する河川水質状況等を公表し周知するとともに、日常生活や事業活動の排水が川に及ぼす影響等について、環境講座などの学習機会の提供や広報誌等による情報の提供を行うこととする。

また、前計画策定時に柳大橋に設置した横断幕の掲出を継続し、意識啓発に努める。

(イ) 清流保全活動の充実

清流保全の効果的な活動を進めるため、河川浄化団体への支援などにより、地域住民等による推進体制の充実を図り、地域ぐるみの活動を促進する。

(ウ) ごみの投棄防止

河川等へのごみの投棄については、不法投棄パトロールの実施等により監視体制を強化する。また、川遊び等の観光客に対するごみの持ち帰り運動を促進する。

(エ) 河岸緑地の保全

河川と一体をなす河岸の緑地については、極力保全する方向で開発行為等を指導すると共に当該行為が水質に影響を与えることのないよう併せて指導する。

(オ) 河川の自浄作用の促進

河川の持つ自然な自浄作用を促進するため、河川等の工事にあってはできる限り自然工法の採用に努める。

(カ) 関係機関との連携強化

清流保全に関する事業については、埼玉県等の関係機関との連携を強化するとともに必要な要請を行う。

(キ) 川原の安全な利用の促進

近年、野外活動への関心が高まる一方で、野外活動による川原や水質への影響が懸念されるため、周辺住民と日ごろの連携をとりながら川原の安全な利用を促進していく。

資料偏

- ・ 秩父市環境保全条例（抄） 第4章 （第21条～第28条） . . . 17
- ・ 環境基準表 19
- ・ 用語解説 20

秩父市環境保全条例（抄）

平成 17 年 4 月 1 日
条例第 187 号

第 4 章 公共用水域等の水質保全

（水質の保全）

第 21 条 市長は、公共用水域等の水質の保全について、必要な施策を推進するものとする。

（生活排水の適正処理）

第 22 条 市民は、生活排水が公共用水域等に与える影響を認識し、水質の保全のために有効な浄化装置の設置に努めなければならない。

（事業所排水の適正処理）

第 23 条 事業者は、事業所排水が公共用水域等に与える影響を認識し、水質の保全のために有効な施設の設置に努めなければならない。

（指導及び助言）

第 24 条 市長は、生活排水又は事業所排水を排出している者が必要な措置を講じていないと認められるときは、当該排出者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

（改善勧告）

第 25 条 市長は、市民及び事業者が前条の指導に従わないときは、当該排出者に対し、期限を定め、必要な改善を勧告することができる。

（河川区域における自動車の通行規制）

第 26 条 何人も、河川区域において自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車をいう。）の通行をする場合は、当該河川区域の自然環境を害しないよう常に配慮しなければならない。

2 何人も、河川区域のうち流水の区域においては、自動車の通行をしてはならない。ただし、河川管理者等が当該河川の管理及び工事のために必要な場合並びに人命救助その他の緊急に必要な場合については、この限りでない。

(清流保全区域の指定)

第27条 市長は、将来にわたって特に公共用水域等の水質を保全するため必要があると認めるときは、清流保全区域を指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ秩父市環境審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、清流保全区域を指定したときは、規則で定める事項を告示するものとする。

4 前2項の規定は、清流保全区域の変更又は解除について準用する。

(清流保全実施計画)

第28条 市長は、清流保全区域を指定したときは、当該区域内における実施すべき施策に関する計画（次項において「清流保全実施計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、清流保全実施計画を定めたときは、これを公表するものとする。

水質汚濁に係る環境基準（昭和46年12月28日環境省告示第59号）

別表2 生活環境の保全に関する環境基準（1）河川（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌郡数	
AA	水道1級・ 自然環境保全	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN/ 100mℓ以下	荒川（中津川 合流点前） 赤平川
A	水道2級・ 水産1級・水 浴	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1000MPN/ 100mℓ以下	荒川（中津川 合流点から熊 谷まで） 横瀬川
B	水道3級・ 水産2級	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	5000MPN/ 100mℓ以下	
C	水産3級・ 工業用水1級	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—	
D	工業用水2級・ 農業用水	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—	
E	工業用水3級・ 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ以 下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/ℓ以上	—	

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- " 3級：コイ、フナ等β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- " 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

用語の解説

■水素イオン濃度 (pH)

水の酸性、アルカリ性を示す指標で、7を中性とし、7より小さければ酸性、大きければアルカリ性である。

■生物化学的酸素要求量 (BOD)

微生物によって水中の有機物が酸化、分解される際に消費される酸素の量を表したもので、数値が大きいほど水中の有機物が多く、汚濁が著しい。

■浮遊物質 (SS)

粒径 2 mm 以下の水に溶けない懸濁性の物質の総称で、数値が大きいほど水がにごっている。

■溶存酸素 (DO)

水中に溶解している酸素のことをいい、BODが高いほど溶存酸素は消費される。魚には 5 mg/l 程度が必要で、環境保全上は、臭気発生限界の点から 2 mg/l 以上必要とされる。

■大腸菌群数

腸内細菌で、一種ではなくいくつかの属、種が含まれたものである。それ自体は健康に有害ではないが、多量に存在する場合は同時に病原菌が存在する可能性があるため、病原菌の指標として用いられる。単位はMPN (最確数) で表される。

■公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理を有するものであり、かつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

■農業集落排水施設

農業用の用排水の水質を保全し、農山村における生活環境を改善するための農山村地域における生活排水処理施設のこと。公共下水道計画区域外の農業振興地域などの集落を対象とし、数集落の単位で効率的に整備を図る小規模分散の集合処理方式をとっている。

■生活排水

台所、洗濯、浄化槽、風呂排水など家庭生活上排出される排水をいう。いわゆる下水。

■合併処理浄化槽

浄化槽のうち、し尿と生活排水を併せて処理する浄化槽をいう。この浄化槽は処理能力が高く（除去率90%以上）短期間で設置できる上、処理水は公共下水道の終末処理施設（BOD20mg/l以下）と同等である。

■環境基準

環境基本法で「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定めている。これは、行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

■特定事業場

水質汚濁防止法の有害物質又は生活環境項目として規定されている項目を含む汚水又は廃液を排出する施設（特定施設）を設置している工場又は事業場をいう。

■P R T R法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）

P R T R制度とS D S制度を柱として、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とした法律（平成11年7月13日公布）。

※P R T R制度 事業者が対象化学物質を排出・移動した際には、その量を把握し、国に届け出る義務。

※S D S制度 事業者が対象化学物質等を他の事業者に譲渡・提供する際には、その情報を提供する義務。